

「しまねの木」活用建築士・工務店認定制度実施要領

令和2年3月25日付け林第1148号
令和2年9月24日付け林第666号
令和3年3月19日付け林第1269号

第1章 総則

(趣旨)

第1 県産木材住宅利用促進事業の一事業として実施する「しまねの木」活用建築士・工務店認定制度については、この要領の定めるところによる。

(制度の目的等)

第2 制度の目的、内容等は次に掲げるとおりとし、必要に応じて予算の範囲内で適切な運営が実施できる林業関係団体等に業務の一部を委託して実施するものとする。

(1) 制度の目的

県産木材を積極的に使用した木造建築物を設計・施工する建築士・工務店を、「しまねの木」活用建築士（以下「認定建築士」という。）及び「しまねの木」活用工務店（以下「認定工務店」という。）として認定し、県産木材を納材する製材工場とともにグループ化（以下「認定グループ」という。）することで、県産木材使用をさらに浸透させるための環境整備を図ることを目的とする。

(2) 対象制度

ア 「しまねの木」活用建築士・工務店認定制度

県産木材を積極的に使用した木造建築物を設計・施工する建築士・工務店を対象に講習会を開催し、一定の条件を満たした修了者を認定工務店・建築士として認定する制度。

講習会の概要及び認定条件等は別紙1のとおり。

イ 「しまねの木」活用建築士・工務店ポイント制度

認定建築士・工務店を対象に、県産木材使用実績等に応じてポイントを交付し、獲得したポイント数に応じて知事が表彰し広報する制度。

ポイント交付の条件及び獲得数に応じた特典等は別紙2のとおり。

(用語の定義)

第3 当制度において使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 「県産木材」とは、「しまねの木認証要領」に基づき「しまねの木認証センター」が認証した「しまねの木」とする。
- (2) 「住宅」とは、木造住宅（共同住宅等を含む）とする。ただし、一戸建て住宅は主要構造部が鉄骨造やコンクリート造等のものを含む。
- (3) 「非住宅建築物」とは、主に居住以外の用途に供せられる民間木造建築物と

する。なお、国又は地方公共団体が整備する公共建築物及び、他から補助金交付を受けた公共建築物は除く。

- (4) 「新築」とは、建築物のない更地に建築物を建てるこをいう。
- (5) 「増改築」とは、増築又は改築をいう。
- (6) 「増築」とは、既存の建築物の床面積を 10 m^2 以上増加させることをいう。
- (7) 「改築」とは、既存の建築物の一部もしくは全部を除却し、これと用途、規模、構造がほぼ同じものを建てるこをいう。
- (8) 「木工事」とは、構造材、造作材、その他木材製品の加工、組み立て、取り付けに関する工事のこをいう。
- (9) 「構造材」とは、通し柱、管柱、間柱、棟木、大引き、土台、母屋、束、垂木、筋違、根太、胴差、貫、梁、桁、及び構造用材として用いた合板とする。
- (10) 「造作材」とは、内法材(敷居、鴨居、長押)、床柱、押入れ材、床板、天井板、回り縁、内壁材、外壁材、その他造作材として一般的に使用する部材とする。
- (11) 「その他木材製品」とは、野縁、胴縁、野地板、破風・鼻隠し、広小舞・登り淀、枠材、階段部材、住宅に付隨した設備(ウッドデッキ、木製フェンス等)、その他建築材料として一般的に使用される部材とする。なお、建具、家具は対象としない。
- (12) 「建築士」とは、建築士法(昭和25年法律第202号)第2条で規定される1級建築士、2級建築士及び木造建築士で、建築士法第23条第1項の規定に基づく建築士事務所に在籍している者とする。
- (13) 「工務店」とは、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定に基づく建築工事業若しくは大工工事業の許可を受けている者又は建築士法第23条第1項の規定に基づく建築士事務所の登録を受けている者又は宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第3条第1項の規定に基づく宅地建物取引業の免許を受けている者とする。

第2章 「しまねの木」活用建築士・工務店認定制度

第4 認定建築士・工務店の認定を申請する者は、「しまねの木」活用建築士・工務店認定講習会(以下「認定講習会」という。)を受講後、速やかに認定申請書(様式第1-1、1-2号)を知事に提出しなければならない。

また、建築士は宣誓書(様式第2号)を、工務店はグループ申請書(様式第3号)を合わせて知事に提出しなければならない。

(認定通知・登録)

第5 知事は、講習会を修了し認定に値すると認められる者について、認定証(様式第4-1、4-2号)により通知するものとする。

なお、以下に該当する者については認定しない。

- (1) 各都道府県における都道府県税の滞納をしている者。

(2) 認定を申請する者及び認定を申請する者の所属する事務所等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員及び暴力団との関与があること。

(3) その他、法令を遵守することができない者。

2 知事は、認定建築士・工務店及び認定グループを認定建築士・工務店登録名簿（以下「登録名簿」という。）（様式第5-1、5-2号）に登録し、その一部について島根県ホームページで公表する。

（認定・公表期間）

第6 認定建築士・工務店の認定・公表期間は特に定めない。

（変更届）

第7 認定建築士・工務店は、認定内容に変更が生じたときは、速やかに変更届（様式第6号）を知事に届け出なければならない。

2 認定建築士・工務店は、グループの登録内容に変更が生じた場合、速やかに変更届（様式第7号）を知事に届け出なければならない。

3 知事は前項の届け出を受けた場合は、必要に応じて登録名簿を整備し、第5に準じて証明書を交付する。

（県産木材の使用実績）

第8 認定工務店は住宅における県産木材使用状況について、5月15日までに、前年度の4月から3月までの県産木材の使用実績を県産木材使用状況報告書（様式第8号）により、知事に提出しなければいけない。

（資格の取消）

第9 知事は、以下の者に対して認定を取り消し、取消通知書（様式第9号）により通知し、登録簿から削除するものとする。

(1) 認定工務店としての事業実績が2年間なかったとき。

なお、認定工務店としての事業実績とは、県産木材利用促進事業費補助金交付要綱（令和2年3月25日付け林第1149号）第2で定める「しまねの木」いきいき暮らし応援事業、または県産木材建築利用促進事業の補助申請実績もしくはこれらの事業の採択要件と同等の基準を満たす住宅の施工実績とする。

(2) 第9条で提出した県産木材使用実績において、前年度の4月から3月までの間に木工事が完了した木造住宅全てにおける、県産木材平均使用割合が2年続けて60%を下回ったとき。

(3) 認定建築士・工務店としてふさわしくないと認められたとき。

(4) 申請内容に齟齬等が確認されたとき。

(5) 認定建築士・工務店から取消の申し出があったとき。

第3章 「しまねの木」活用建築士・工務店ポイント制度 (ポイント申請・認定)

- 第10 ポイントの申請を希望する認定建築士・工務店は、9月30日までにポイント申請書（様式第10号）を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、申請書の内容を審査し、ポイント獲得数が別紙2（2）を満たすと判断される場合に、別紙2（3）の特典を実施するものとする。
 - 3 知事は、申請内容等について確認するため、申請者の事務所等に職員を立ち入らせ、調査することができる。
 - 4 知事は、認定建築士・工務店のポイント獲得状況について、整理表（様式第11号）に記載するものとする。

（体制確認）

- 第11 別紙2（2）で定める名称を付与された認定工務店について、知事は、別に定める規程により県産木材を安定的に使用する体制が継続されているか確認するものとする。

（その他）

- 第12 この要領に定めるもののほか、必要な事項は島根県農林水産部林業課において定める。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年9月24日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別紙1 「しまねの木」活用建築士・工務店認定制度について

1 「しまねの木」活用建築士

(1) 認定名称	「しまねの木」活用建築士
(2) 認定対象	県産木材を積極的に採用し、設計・監理業務等を行う建築士
(3) 講習内容	島根県の森林・林業をめぐる現状及び県産木材を使用する意義 県産木材の加工技術等に関する情報提供 県内製材工場に関する情報提供 県産木材を使用した木造設計マニュアル 認定制度及び関連する助成事業の概要説明 等
(4) 認定方法	①認定講習会を受講 ②認定申請書（様式第1－1号）及び、宣誓書（様式第2号）を提出

2 「しまねの木」活用工務店

(1) 認定名称	「しまねの木」活用工務店
(2) 認定対象	県産木材を積極的に使用した木造建築物を施工する工務店
(3) 講習内容	島根県の森林・林業をめぐる現状及び県産木材を使用する意義 県産木材の加工技術等に関する情報提供 県内製材工場に関する情報提供 認定制度及び関連する助成事業の概要説明 等
(4) 認定方法	①認定講習会を受講 ②認定申請書（様式第1－2号）及び、グループ申請書（様式第3号）を提出

別紙2 「しまねの木」活用建築士・工務店ポイント制度の概要

(1) 交付方法	前年度の4月から3月までの間に木工事が完了した国内の全ての木造建築物（一戸建て住宅は主要構造部が鉄骨造や鉄筋コンクリート造等のものを含む）のうち、主要構造部が木造であり、かつ、県産木材を標準木材使用量の80%以上使用した木造建築物が1棟以上あれば1ポイント、施工実績全体の50～80%を占める場合は2ポイント、80%以上を占める場合は3ポイント交付。
(2) 対象建築物	<p>木造建築物とは、以下に該当するものをいう。</p> <p>①共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅（新築・増改築）及び非住宅建築物（新築）。 ・主要構造部が鉄筋コンクリートや鉄骨造などとの混構造の場合、主要構造部が木造の部分について県産木材使用割合を算出するものとする。 ・宗教活動や特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的としない建築物。 ・島根県条例第49号「島根県暴力団排除条例」第2条に定義する暴力団事務所以外の建築物。 ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規制対象とならない建築物。 <p>②認定建築士</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施主（工務店を含む）と直接設計に関する契約をするか、認定建築士が主となって設計する建築物。 ・一つの建築物に対して複数の認定建築士が設計に携わった場合、そのうちの2名までが対象建築物を実績として申請することができるものとする。 ・複数の建築士事務所による共同設計もしくは共同企業体（JV）による木造建築物について、契約書等に記載された全ての建築士事務所に所属する認定建築士（一つの建築士事務所につき、設計に携わった2名まで）が、対象建築物を実績として申請することができるものとする。 <p>③認定工務店</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施主と直接建築に関する契約をするか、施工工務店が施主となって建築し、木材調達権限が施工工務店にある建築物。 ・共同企業体（JV）による木造建築物について、契約書等に記載された全ての認定工務店が、対象建築物を実績として申請することができるものとする。

(3) ポイント 獲得数 と名称	3 ポイント以上 「しまねの木」活用ブロンズ建築士・工務店 6 ポイント以上 「しまねの木」活用シルバー建築士・工務店 9 ポイント以上 「しまねの木」活用ゴールド建築士・工務店
(4) 特典※	認定証を贈呈（ブロンズ建築士・工務店以上） 県HPで紹介（シルバー建築士・工務店以上） 知事から認定証を贈呈（ゴールド建築士・工務店）

※認定証等の様式は適宜定めるものとする。

様式第1－1号

年 月 日

島根県知事 様

事務所住所
電話番号
(FAX)
事務所名
代表者氏名 印

「しまねの木」活用建築士認定申請書

下記の者について、「しまねの木」活用建築士の認定を受けたいので、申請します。

記

1. 申請者について

申請者氏名 (ふりがな)	() 印
建築士資格※	一級 二級 木造
メールアドレス	

申請者氏名 (ふりがな)	() 印
建築士資格※	一級 二級 木造
メールアドレス	

申請者氏名 (ふりがな)	() 印
建築士資格※	一級 二級 木造
メールアドレス	

- ※該当する資格を記載の上、免許証（写し）を添付すること。
- ※所属する建築士事務所の建築士事務所登録（写し）を添付すること。
- ※申請人数に応じて適宜枠欄を追加すること。

様式第1－2号

年 月 日

島根県知事 様

住所
電話番号
(FAX)
メールアドレス
工務店名
代表者氏名 印

「しまねの木」活用工務店認定申請書

このことについて、「しまねの木」活用工務店の認定を受けたいので、申請します。

※建設業の許可の通知（写し）又は建築士事務所登録（写し）又は宅地建物取引業免許証（写し）を添付すること

様式第2号

年月日

島根県知事様

事務所住所

事務所名

受講者氏名

印

宣誓書

私は、「しまねの木」活用建築士として県産木材活用の意義を理解し、設計に県産木材を積極的に使用し、県内における森林環境の保全及び地域経済の発展に寄与するよう努めることを誓います。

様式第3号

年 月 日

島根県知事 様

住所
工務店名
代表者氏名

印

「しまねの木」活用工務店 グループ申請書

このことについて、以下の建築士及び製材工場と連携して県産木材の使用に努めます。

記

建築士	氏名				印	
	認定番号 (未登録の場合は空欄)					
	所属事務所名 代表者氏名					
	住所	〒				
	連絡先	TEL		FAX		
	資格	一級建築士□ 二級建築士□ 木造建築士□				
製材工場	製材工場名					
	代表者氏名					印
	住所	〒				
	連絡先	TEL		FAX		
	主な製材分野	構造材□ 造作材□ その他木材製品□				
	登録の有無	しまねの木認証センター会員登録			有□・無□	

※建築士・製材工場とともに1人及び1社以上記入すること。ただし、当申請書に記載された建築士以外の建築士や製材工場により建築された建築物についても、ポイント申請及び関連する補助事業の対象とする。

※複数の製材工場・建築士を記入する際は、同様式を適宜加工し使用すること。

様式第4-1号

林第 号

「しまねの木」活用建築士認定証

下記の者について、「しまねの木」活用建築士として認定します。

令和 年 月 日

島根県知事 印

記

認定番号 番

認定者氏名

認定者所属事務所

様式第4-2号

林第 号

「しまねの木」活用工務店認定証

下記の者について、「しまねの木」活用工務店として認定します。

令和 年 月 日

島根県知事 印

記

認定番号 番

認定工務店名

代表者氏名

「しまねの木」活用建築士登録名簿

令和 年 月 日 時 点

「しまねの木」活用工務店登録名簿

様式第6号

年　月　日

島根県知事 様

認定番号 番
事務所・工務店名
代表者氏名 印

「しまねの木」活用建築士・工務店 認定内容変更届

このことについて、認定内容に変更が生じましたので届け出ます。

記

1. 現在の登録情報

認定番号 番
認定者氏名（認定工務店の場合は工務店名）
認定者所属事務所（認定工務店の場合は代表者氏名）

2. 変更内容

様式第7号

年月日

島根県知事様

認定番号

番

工務店名

代表者氏名

印

「しまねの木」活用工務店 グループ変更届

このことについて、以下の通り登録内容に変更が生じましたので届け出ます。

記

(変更前)

建築士	氏名	印		
	認定番号 (未登録の場合は空欄)			
	所属事務所名 代表者氏名			
	住所	〒		
	連絡先	TEL		FAX
	資格	一級建築士	二級建築士	木造建築士
製材工場	製材工場名			
	代表者氏名	印		
	住所	〒		
	連絡先	TEL		FAX
	主な製材分野	構造材	造作材	その他木材製品
	登録の有無	しまねの木認証センター会員登録		有

(変更後)

建築士	氏名	印				
	認定番号 (未登録の場合は空欄)					
	所属事務所名 代表者氏名					
	住所	〒				
	連絡先	TEL		FAX		
	資格	一級建築士□			二級建築士□	木造建築士□
製材工場	製材工場名					
	代表者氏名	印				
	住所	〒				
	連絡先	TEL		FAX		
	主な製材分野	構造材□			造作材□	その他木材製品□
	登録の有無	しまねの木認証センター会員登録			有□・無□	

※建築士・製材工場とともに1人及び1社以上記入すること。ただし、当申請書に記載された建築士以外の建築士や製材工場により建築された建築物についても、ポイント申請及び関連する補助事業の対象とする。

※複数の製材工場・建築士を記入する際は、同様式を適宜加工し使用すること。

様式第8号

年　月　日

島根県知事様

認定番号　番

工務店名

代表者氏名

印

令和 年度 県産木材使用状況報告書

のことについて、下記のとおり報告します。

記

別添 県産木材使用状況内訳書のとおり。

様式第8号 別添 県産木材使用状況内訳書

1. 前年度（R 年度）県産木材使用実績

※前年度に建築した木造住宅を全て記載してください。

※「建築場所」、「延床面積」は建築確認済証や建築工事届等から転記してください。なお、「建築場所」は市町村名のみ記載してください。

※「標準木材使用量」及び「畠産木材使用量」は、小数第2位以下を切り捨てて第1位までで記載してください。

※「標準木材使用量」は記載例の計算式、又は県産木材使用割合計算シートにより算定してください。

※「納材業者」は、県産木材を納材した製材工場等を記載してください。複数社ある場合は全て記載してください。

※「事業実施」は、「しまねの木」いきいき暮らし応援事業を適用した場合、「〇」を記載してください。

様式第9号

年 月 日

認定番号 番
認定者氏名・工務店名
(工務店の場合) 代表者氏名 様

島根県知事 印

「しまねの木」活用建築士・工務店認定取消通知書

認定建築士(工務店)番号 番の(氏名・工務店名)に
については、下記の理由により、その認定を取り消したので通知します。
なお、「しまねの木」活用建築士・工務店認定証を速やかに返納されたい。

記

取消の理由

以上

様式10号

年 月 日

島根県知事 様

認定番号 番
氏名 印

年度「しまねの木」活用建築士・工務店 ポイント申請書

のことについて、 年度のポイントを下記のとおり申請します。

記

別添申請内訳書のとおり。

様式第10号 別添 申請内訳書

1. 年間完了棟数（単位：棟）

住宅		非住宅建築物	計
新築	増改築	新築	

※前年度1年間に木工事が完了した全ての木造建築物（一戸建て住宅は主要構造部が鉄骨造やコンクリート造等のものを含む）の実績を記載すること。

2、年間完了棟数のうち、主要構造部が木造で、かつ県産木材を木材総使用量の80.0%以上使用した木造建築物棟数

合計	完了棟数 (C)	うち、県産木材を80.0%以上使用した 建築物棟数(D)	割合 (D/C)	申請ポイント

※区分には、住宅又は非住宅を記載すること。

※使用量、使用割合ともに小数第二位以下を切り捨てて第一位まで記載すること。

※記載した木造建築物ごとに以下の書類を添付すること。

- (1) 建築確認済み証または建築工事届の写し
 - (2) 設計図(平面図)の写し
 - (3) 県産木材使用証明書(様式第12号)
 - (4) 「しまねの木」認証要領第8の5に基づく「しまねの木認証書」の写し
 - (5) 設計に携わった者が分かれる資料(設計図面等に記載がない場合、様式任意)

*「しまねの木」いきいき暮らし応援事業及び県産木材建築利用促進事業により交付申請もしくは実績報告した建築物について、添付書類の提出は不要とする。

※一つの木造建築物に対し、設計に携わった2名まで内訳書に記載できるものとする。

※複数の建築士事務所による共同設計もしくは共同企業体（JV）による木造建築物について、設計者が分かる資料（契約書等）を添付すること。

様式第11号 「しまねの木」活用建築士 令和 年度ポイント整理表

様式第11号 「しまねの木」活用工務店 令和 年度ポイント整理表

(建築士名・工務店名・施主名)

様

登録番号

納材業者(製材業者)

住 所

名 称

代表者名

電話番号

印

県産木材使用証明書

貴社(貴方)建築物に使用する県産木材等については、当社が製材・納材したもので、その材積等は下記のとおりであることを証明します。

○県産木材使用量明細

区分		県産木材 使用量(m³)	県産木材の仕入先		県産木材 の生産地	
部材名	樹種名					
構造材	通し柱					
	管柱					
	間柱					
	棟木					
	母屋					
	桁					
	梁					
	胴差					
	貫					
	垂木					
	筋違					
	土台					
	大引					
	根太					
	束					
構造用合板						
構造材小計		0.0000				
造作材						
造作材小計		0.0000				
その他 木材製品						
その他小計		0.0000				
合計		0.0000				

- (注1) 部材別の木材使用量は、m³単位で記載し、小数第4位で記載して下さい。
- (注2) 仕入先は、県産木材を仕入れた木材市場名等を記載して下さい。 例：○○木材市場、○○森林組合
- (注3) 生産地は、木材が生産された市町村名を記載して下さい。 例：○○町
- (注4) 生産地等を証明する書類は、検査等の求めに応じるため整備・保管しておいて下さい。
- (注5) 上記に記載のない部材については、必要に応じて項目を追加の上記載してください。